特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助 に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市教育委員会は、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他のリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いちき串木野市教育委員会

公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務				
②事務の概要	学校保健安全法の規定に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した費用の援助を行う。				
③システムの名称	中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
医療費の支給に関する事務フ	アイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表40の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号 第2条の表42、121, 161の項、第44条、第127条、第163条 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 第2条の表63の項 第65条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	教育委員会教育総務課				
②所属長の役職名	教育委員会教育総務課長				
6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	いちき串木野市教育委員会 教育総務課 〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	いちき串木野市教育委員会 教育総務課 〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				

II しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数	
	<選択肢>
	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] 3)1万人以上10万人未満

					4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年	∓4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		₹4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] は、それぞれ重点	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネット「	フークシステムで	を通じた入手を除く	,)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+4	汁である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+4	汁である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを通じた	た提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	の接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている	
分か			_	2) 十分である 3) 課題が残されている	
	-		. [el v
分か	-	十分である	-	3) 課題が残されている 八手を介在させる作業はな <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	zi.
8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスク	- 「 特 移 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	十分である 情報を含む書類やU 時におけるリスクに対している。 神出・テストデータ生が、対象の目的・用途でファイルの取りが一タ に業に用いる電子記録といるでのデータはでのデータはでのである。 正している。 が一々は報をマスキング	「SBメモリは、施録対する措置 成及びデータ投入を限を持つIDを を持つようシェイルを複製しない 、ないことを確認した。 はないことを確認した。 はないことを確認した。 により移行作業を	3) 課題が残されている]人手を介在させる作業はな <選択肢> 1) 特に力を入れている	敬底している。 「数に制限している。 を行っている。 ・ ・ ・ ・ ないましている。 ・ ・ ・ ないましている。 ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	・ では、	十分である 情報を含む書類やU 時におけるリスクに対している。 神出・テストデータ生が、対象の目的・用途でファイルの取りが一タ に業に用いる電子記録といるでのデータはでのデータはでのである。 正している。 が一々は報をマスキング	「SBメモリは、施録対する措置 成及びデータ投入を限を持つIDを を持つようシェイルを複製しない 、ないことを確認した。 はないことを確認した。 はないことを確認した。 により移行作業を	3) 課題が残されている 人手を介在させる作業はなる く選択肢 >	敬底している。 「数に制限している。 を行っている。 ・ ・ ・ ・ ないましている。 ・ ・ ・ ないましている。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	特移①・・②・・取③・し④ たん まりに おります おりょう はん	十分である 情報を含む書類やU 時におけるリスクに対している。 神出・テストデータ生が、対象の目的・用途でファイルの取りが一タ に業に用いる電子記録といるでのデータはでのデータはでのである。 正している。 が一々は報をマスキング	「SBメモリは、施録対する措置 成及びデータ投入を限を持つIDを を持つようシェイルを複製しない 、ないことを確認した。 はないことを確認した。 はないことを確認した。 により移行作業を	3) 課題が残されている 人手を介在させる作業はなる く選択肢 >	敬底している。 「数に制限している。 を行っている。 い状態としている。 「法を記録している。」 を行い、外部からの読み ・ストデータのみを生成
8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	- 「特 移①・・・②・・・取③・し④ 「定 行デ特作移移移作シリテ特い相 の 業タ値者以テイ糸デスをス定る。 「	十分である 情報を含む書類やU 言います。 言います。 言います。 「言います。 「言いまする。 「これまする。 「これままする。 「これまする。 「これまする。 「これまする。 「これまする。 「これまする。	「SBメモリは、施鉱対する措置の及び限を持つにないを持ているでは、 は、大きないでは、では、大きないでは、大きないでは、ないでは、ないでは、はいいでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	3) 課題が残されている 人手を介在させる作業はなる く選択肢 >	敬底している。 「数に制限している。 を行っている。 い状態としている。 「法を記録している。」 を行い、外部からの読み ・ストデータのみを生成

		1		3) 十分に行っていない	
11. :	最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も傾る対策	憂先度が高いと考えられ ₹	 3)権限のない者によ 4)委託先における不 5)不正な提供・移転 6)情報提供ネットワーク 7)情報提供ネットワーク 8)特定個人情報の別 	テわれるリスクへの け、事務に必要の って不正に使用され で正な使用等のリス・ が行われるリスクへ ークシステムを通じ ークシステムを通じ ークシステムを通じ 漏えい・滅失・毀損リ	対策 ない情報との紐付けが行われるリスクへの対象 れるリスクへの対策 クへの対策 の対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 て目的外の入手が行われるリスクへの対策 て不正な提供が行われるリスクへの対策	
当該	対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教 [十分である	≬育•啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
		員(会計年度任用職員を含む	♪。)等に対し、研修や アップを行うなど、関係	インに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に eラーニングを実施している。各研修においては受講 系する全ての職員等が研修を受講するための措置で	靖確認を行い、
		厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォー つ包括的に保護する装置)等 ・中間サーバ・プラットフォー	ムはデータセンターに とに設置された中間サ ムではUTM(コンピュー を導入し、アクセス制策 ムでは、ウイルス対策	設置しており、データセンターへの入館及びサーバ。 ーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワー・ 艮、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解・ ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	ータベース上
	判断の根拠	から調達することとしており、できれた者だけがアクセスで・事前に許可されていない。②技術的安全管理措置・国及びクラウド事業者は利・地方公共団体が多託した。以下「利用基準」とい準に規定する「ガバメントクラサービスにより、ネットワークングを行うとともに、ログ管理・	には政府情報システムシステムのサーバ等にシステムのサーバ等にきるよう適切な入退室を置等に関しては、外部川用者のデータにアクーASP(「地方公共団体情う。)に規定する「ASP ウド運用管理補助者」アクティビティ、データフを行う。	のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたグ は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、そ 管理策を行っている。 部に持出できないこととしている。 セスしない契約等となっている。 情報システムのガバメントクラウドの利用について【 をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ運用管理 をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供する でクセスパターン、アカウント動作等について継続 セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を名	での環境には影 第2.1版】J(デジ 前助者(利用基 もマネージド 的にモニタリ

・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
・ガバメントクラで、特別を関係して、カーボールで、サイフ・ロー・ファイルの特別を表現している。

・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

ネットワークで構成する。

変更箇所

変更置	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	① 部署	学校教育課	教育委員会総務課	事前	所管変更
平成29年4月1日	② 所属長	学校教育課長 松山 隆志	教育委員会総務課長 木下 琢治	事前	所管変更
平成29年4月1日	請求先	いちき串木野市教育委員会 学校教育課長 〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地	いちき串木野市教育委員会 教育委員会総務 課 〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1	事前	所管変更
平成29年4月1日	連絡先	いちき串木野市教育委員会 学校教育課長 〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地	いちき串木野市教育委員会 教育委員会総務 課 〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1	事前	所管変更
平成30年4月1日	Ⅱ -1	2016/3/1	2018/3/1	事後	
平成30年4月1日	II-2	2016/3/1	2018/3/1	事後	
平成31年4月1日	I -5-@	教育委員会総務課長 木下 琢治	教育委員会総務課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ -1	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和2年4月1日	Ⅱ -1	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	IV-8	〇自己点検 内部監査 〇外部監査	〇自己点検 〇 内部監査 外部監査	事後	
令和3年4月1日	I -5-①	教育委員会総務課	教育委員会教育総務課	事後	部署名変更
令和3年4月1日	I -5-2	教育委員会総務課長	教育委員会教育総務課長	事後	部署名変更
令和3年4月1日	I -7	いちき串木野市教育委員会 総務課 〒899- 2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地	いちき串木野市教育委員会 教育総務課 〒 899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地	事後	部署名変更
令和3年4月1日	I -8	いちき串木野市教育委員会 総務課 〒899- 2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地	いちき串木野市教育委員会 教育総務課 〒 899-2192 いちき串木野市湊町1丁月1番地	事後	部署名変更
令和3年4月1日	Ⅱ — 1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	II -2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	IV-8	〇自己点検 内部監査 〇外部監査	〇自己点検 〇 内部監査 〇外部監査	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ -1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ -1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II -2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ -1	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-2	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和7年4月1日	I I −1, 2	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年4月1日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一 27の項	番号法第9条第1項 別表40の項	事後	
令和7年4月1日	I -4	情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 26、87の項情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 38の項	情報提供の根拠 番号法第19条第8号 第2条 の表42、121、161の項、第44条、第127条、第 163条 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 第2条 の表63の項 第65条	事後	